

みどりの食料システム法に基づく県基本計画の策定について

1. 基本計画の法的位置づけ

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下、「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づく基本計画として、「仮称 滋賀県みどりの食料システム基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定する。

2. 基本計画策定の考え方

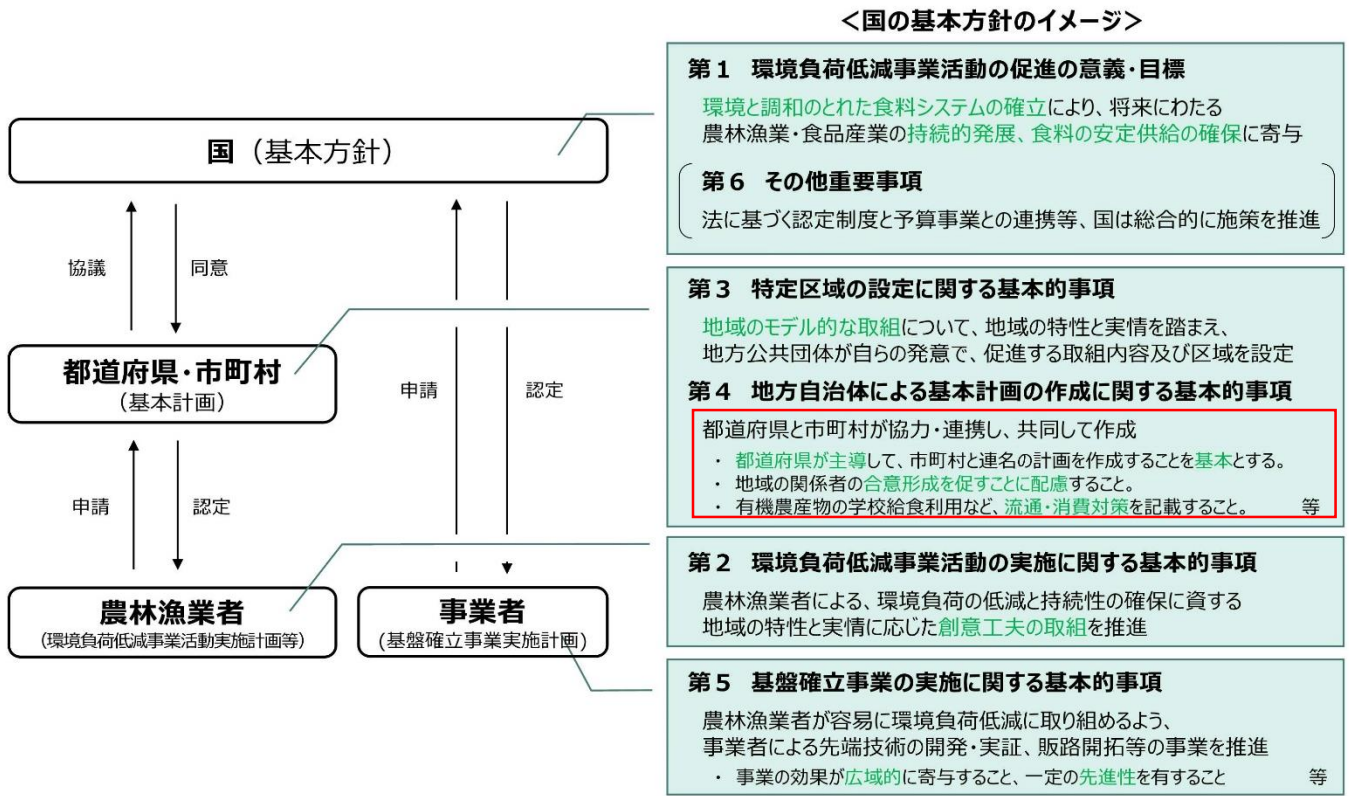
- ・ 県が主導し全市町連名で基本計画を策定する。
- ・ 既存計画である「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（平成31年（2019年）3月策定）」ならびに「みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画（令和4年（2022年）3月策定）」の2計画を活用する。
- ・ 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画は改定のタイミングとなるため、現計画で一旦策定し、改定後に基本計画を変更する。
- ・ 特定区域については、基本計画策定後に市町の要望があれば設定する。

3. 策定スケジュール

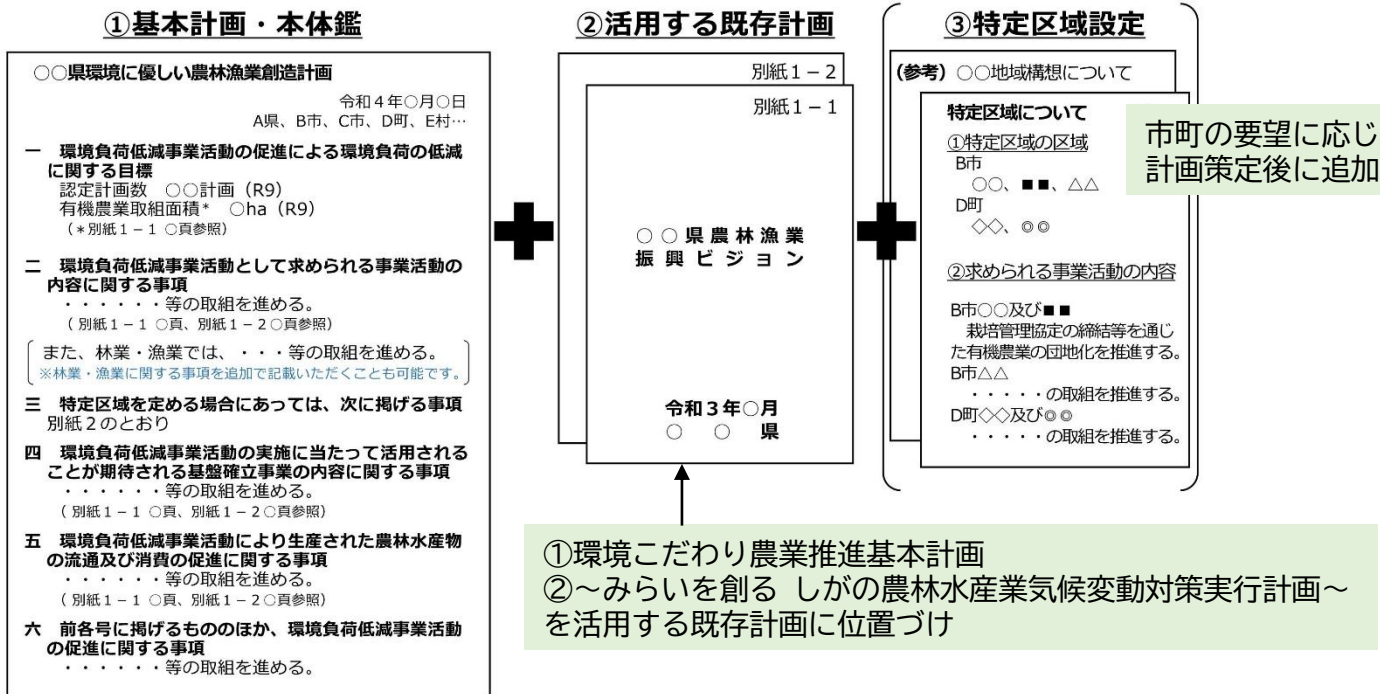
日程	内容
7月1日	みどりの食料システム法 施行
7月11日～8月9日	国の基本方針等パブリックコメント実施
8月30日	基本計画の策定について市町説明会開催（基本計画素案説明）
8月30日～9月9日	基本計画（素案）について市町より意見照会
9月20日	滋賀県環境こだわり農業審議会にて基本計画（素案）を説明
9月中	国の基本方針策定（公表） ※告示・事務処理要領・申請書様式、税制ガイドライン等も併せて公表
10月6日	基本計画の策定について（常任委員会報告）
10月上旬	基本計画について市町と協議
10月中旬	基本計画について国と協議
10月下旬	基本計画策定 生産者の認定受付開始（環境負荷低減事業活動実施計画等）

<参考資料>

○計画認定制度の枠組み（国「みどりの食料システム法の認定制度等について」より）



○基本計画のイメージ（国「みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成等の手引き」より）



(仮) 滋賀県みどりの食料システム基本計画 (案)

令和4年〇月〇日

滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市
 栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市
 日野町、竜東町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

みどりの食料システム法第16条第1項に基づく基本計画として、「滋賀県環境こだわり農業推進計画（平成31年（2019年）3月策定）」（別紙1）並びに「みらいを創るしがの農林水産業気候変動対策実行計画（令和4年（2022年）3月策定）」（別紙2）を位置付けることとし、同法第16条第2項各号で定められた項目については以下のとおりとします。

(1) 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

目標項目	目標値	目標年度
環境こだわり農産物（米） ^{※3} の作付面積割合 ^{※1}	50%以上	2022（R4）
カバークロープ取組面積 ^{※2}	800ha	2026（R8）
オーガニック農業取組面積 ^{※2}	500ha	2026（R8）
長期中干し実施面積 ^{※2}	12,000ha	2026（R8）
秋耕実施面積 ^{※2}	19,100ha	2026（R8）
施設・農業機械の省エネ化の推進 ^{※2}	121t-CO ₂	2030（R12）
燃油削減運動に取り組んだ漁船の割合 ^{※2}	80%	2026（R8）

（※1 別紙1-1 10頁参照）

（※2 別紙1-2 25,26,36頁参照）

（※3 環境こだわり農業・農産物：化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量（別紙2）を相当程度下回って行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮した措置を講じて対象農作物を栽培する農業。またその栽培方法（相当程度：慣行的使用量の5割以下）によりできた農産物を知事が認定した農産物。）

(2) 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

- ・化学合成農薬の効果的な使用やICT導入によるきめ細やかな用水管理や肥培管理等の取組の推進を通じて、環境こだわり農産物の生産の安定化と拡大を図ります。

（別紙1-1 9頁参照）

- ・ 耕畜連携による家畜排せつ物のたい肥としての利用の促進やペレット化等によるたい肥の利便性の向上、レンゲやヘアリーベッチ等の緑肥作物の利用推進などにより、農地土壌への有機物施用を推進します。

(別紙 1-1 9 頁、別紙 1-2 14 頁参照)

- ・ 水稲では「栽培手引き」の作成や研修会等の開催による、低コスト安定技術（目標収量 420kg/10a）の確立・普及、茶では有機栽培茶の安定栽培技術の確立および有機 JAS 認証に適合する茶園管理技術の確立など、オーガニック農業（有機農業）に必要となる栽培技術の開発や普及を通じ、水稲、茶を中心にオーガニック農業の取組面積の拡大を図ります。

(別紙 1-1 14 頁,15 頁、別紙 1-2 14 頁参照)

- ・ 中干しの期間を通常より長い 14 日間以上実施する「長期中干し」や、水稲収穫後の秋に稲わらを鋤き込む「秋耕」の取組の推進により、水稲栽培期間を通して排出されるメタンガスの削減を図ります。

(別紙 1-2 13 頁参照)

- ・ ヒートポンプや二重カーテン等の省エネ効果の高い園芸施設等の普及促進を図ります。

(別紙 1-2 13 頁参照)

- ・ 漁船の航行速度を 1 割低減することで、燃油消費量と二酸化炭素量を削減できることから、漁業者に対して「燃油削減運動」として取組を推進します。

(別紙 1-2 19 頁参照)

(3) 基盤確立事業の活用に関する事項

- ・ 化学合成農薬や化学肥料を大幅に削減した栽培方法で作付けされ、収量、品質が安定する水稲新品種を育成します。

(別紙 1-2 15 頁参照)

- ・ 先端技術の導入等を促進するため、関係事業者・団体等と連携・協力しながら取組を進めます。

(別紙 1-1 18,19 頁参照)

(4) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

- ・環境こだわり農業の意義や環境保全に資する効果、農業者の努力などを発信するとともに、各種メディアを活用した環境こだわり農産物の生産・販売情報の発信や、こだわり滋賀ネットワーク*などの消費者団体との協働などにより、環境こだわり農業や農産物への理解促進と利用拡大につなげます。

※生産者、消費者、企業、団体、行政などで構成。会員が集い共に考え行動することにより、県民への食の安心感の醸成、地産地消の推進等を図ることを目的とした団体

(別紙 1-1 9 頁参照)

- ・飲食店や事業所食堂等において、環境こだわり農産物の積極利用を推進するとともに、「おいしが うれしが」キャンペーン*登録事業者に対して、環境こだわり農産物の販売や取扱を働きかけます。

※県と食品販売事業者が協働して、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」を推進する運動。

(別紙 1-1 10 頁参照)

- ・子どもたちが環境こだわり農業やその琵琶湖等の環境保全に果たす役割について学ぶ機会を設けるなど、食育を推進します。

(別紙 1-1 10 頁参照)

(6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

- ・農業者や農業団体、農産物販売業者、消費者等がそれぞれの立場で主体的に連携して取組を進めます。

農 業 者：環境こだわり農業の実践と環境こだわり農産物の生産拡大を進めます。

農 業 団 体：農業者が環境こだわり農業にまともって取り組めるよう、組織化や指導・支援を行います。

農産物販売業者：環境こだわり農産物を積極的に取り扱うとともに、生産と消費をつなぎます。

消 費 者 等：環境こだわり農業への理解を深め、環境こだわり農産物等の積極的な利用に努めます。

(別紙 1-1 18 頁参照)

- ・県と市町が連携し、モデル地区となりうる特定区域の設定に努めます。
 - ・農業者が取り組みやすく、収益の見込める生産技術の開発・普及を推進するとともに、きめ細やかな栽培指導に努めます。
- ・（２）に基づき、環境負荷低減活動の促進を図るほか、木質バイオマスのエネルギー利用促進による二酸化炭素排出量の削減や、計画的な除間伐に基づく森林管理プロジェクトによって、さらなる森林整備や森林吸収源対策を推進し、持続可能な温室効果ガス削減につなげるなど、県産材をはじめとした森林資源の循環利用を推進します。
- （別紙２ 21 から 22 頁）

< 関連する計画の概要 >

別紙 1-1 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画

計画期間：平成 31 年度（2019 年度）から令和 4 年度（2022 年度）

※令和 4 年度中に改定する予定。

別紙 1-2 みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画

計画期間：令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(概要版)

第1 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

- 「琵琶湖の保全再生に関する法律」の制定、SDGsの特徴を生かした施策づくりや世界農業遺産認定にむけた取組の始まりにより、琵琶湖等の環境保全や生物多様性保全など、持続可能な農業を進める必要性がさらに高まっている。
- 水稻においては県全体の作付面積の概ね半分で環境こだわり農業が実践され、京阪神にも環境こだわり米の販売が進んできたが流通量は少なく認知度が低い。
- 平成30年度からの米政策の見直し等により、産地間競争はより一層激化することが予測されることから、産地競争力の強化が喫緊の課題。
- 平成32年度から、国の環境保全型農業直接支払交付金制度の見直しを検討されている。
- こうした環境変化を踏まえ、計画を途中で見直し、新たに計画を策定。

2 計画の位置づけ

- 条例第7条の規定に基づく、環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 「有機農業の推進に関する法律」第7条に基づく「滋賀県有機農業推進計画」として位置づけ

3 計画期間

- 平成31年度（2019年度）から平成34年度（2022年度）までの4年間



第2 環境こだわり農業の現状と課題

1 これまでの成果

- 平成29年には15,609haまで取組が広がり、水稻では45%の面積で取組実施
- 全量環境こだわり農産物である「みずかがみ」は2,575haに拡大(H29)
- 生物多様性保全に向けた「魚のゆりかご水田」の取組も131haに拡大(H29)
- 環境こだわり農産物を利用した加工品も、のべ76品開発された(H29)
- 県内における化学合成農薬の使用量は、約4割削減(H12対比)
- 琵琶湖環境への農業系由来全窒素の負荷は18.2%削減(H12対比)

2 現状と課題

- 慣行栽培に比べ収量や品質が不安定な場合がある
- 慣行栽培と生産コスト差が広がり、環境こだわり栽培のメリット感が減少
- 市場において慣行栽培と同程度の価格で扱われる事例が多い
- 生産量に対して、環境こだわり農産物として取り扱われる量が少ない
- 県民の環境こだわり農産物に対する認知度が低い(H30: 45.7%)
- 国の環境保全型農業直接支払交付金制度の見直しが検討中

3 新たな動き（オーガニック農産物の市場拡大の可能性）

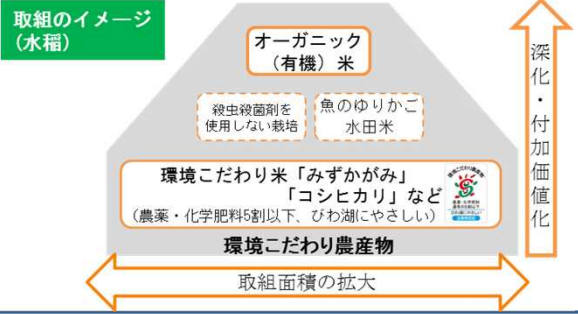
- 県政世論調査では、オーガニック農産物に対する認知度は49.4%(H30)
- オーガニック農産物等を「購入したいと思う」64.6%、次いで「現在、購入している」(18.0%)と高い関心が示されていた(H28農林水産省)
- 国内事業者で有機農産物の取扱割合の拡大を目標に掲げる量販店も出現

第3 長期的な目標

環境こだわり農産物のブランド力が高まり、県内外の消費者に求めていただくことで、環境こだわり農業に取り組み農業者の所得向上につながり、もって、環境こだわり農業の持続的発展とさらなる琵琶湖等の環境保全に資することを目指します。

第4 基本方針

環境こだわり農業の一層の拡大に向け、これまでの生産拡大・消費者の理解促進の取組に加え、新たに環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた取組を展開するとともに、化学合成農薬・肥料を使用しないオーガニック農業（有機農業）を象徴的な取組として推進することで、環境こだわり農産物全体のブランド力向上・消費拡大を図ります。



第5 施策の方向と成果目標

重点施策1：環境こだわり農業の一層の拡大

(1) 環境こだわり農産物の生産拡大

- 生産技術等の開発・普及、栽培指導による、生産の安定化と拡大
- 代替技術の導入等による化学合成農薬および化学肥料の一層の削減
- 堆肥利用やカーブアップの作付けなどの自然循環機能を高める取組の推進
- 集落ぐるみによる農業排水対策の推進等による農業濁水の流出防止
- 国交付金活用による、環境こだわり農業の組織ぐるみでの取組を推進

(2) 県内外への発信

- 琵琶湖を守る日本一の取組であることなど、情報発信し認知度向上
- 環境こだわり農産物認証マークを表示した出荷・販売の促進
- 飲食店、事業所食堂等での環境こだわり農産物の利用推進
- 環境こだわり農産物を用いた食育の推進

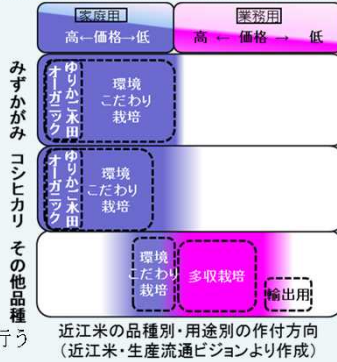
成果目標	現状(2017)	目標(2022)
環境こだわり米の作付面積割合	45%	50%以上

【継続把握指標】 環境こだわり農産物の認知度 45.7%(2018)

重点施策2：環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた新たな取組

(1) 水稻

- 主に家庭用として流通する「みずかがみ」と「コシヒカリ」は環境こだわり米として作付推進
- 全量が環境こだわり米の「みずかがみ」の需要に応じた生産の拡大
- 環境こだわり米「コシヒカリ」の仕分け徹底、および新パッケージによる販売
- オーガニック米を象徴とする流通対策を進め、「環境こだわり米」全体のブランドイメージ向上を図る



(2) 野菜等園芸作物

- 重点推進品目を定め、全県で一体的なPRを行うなどし、優位販売につなげる
- 直売所等に向けては多品目生産を推進し品揃えを強化

(3) 加工食品での環境こだわり農産物の利用促進

- 環境こだわり農産物の加工食品での利用、販売を促進
- 環境こだわり大豆等の仕分けをすすめ、加工原料としての流通拡大を図る

成果目標	現状(2017)	目標(2022)
環境こだわり米作付面積(みずかがみ)	2,575ha	3,000ha以上※1
(コシヒカリ)	5,148ha※2	6,000ha
野菜で環境こだわり農産物の生産拡大を図る重点推進品目数	—	3品目以上

※1 需要に応じてさらに拡大 ※2 コシヒカリ全作付面積11,656haの内数

【継続把握指標】環境こだわり米コシヒカリの集荷量に対する出荷割合37.8%(2017)

重点施策3：環境こだわり農業の象徴的な取組としてオーガニック農業等を推進

(1) オーガニック農業の推進

- 象徴的な取組として推進し環境こだわり農業全体のブランドイメージ向上
- 地域内で合意形成が図られ土地利用等に支障が無いよう進める
- 有機JAS認証の取得を推進
- 相談窓口を設置し技術的な支援や経営への助言
- 当面は、技術普及の目的が立った水稻、茶を中心に推進を図る

○水稻

- 栽培の手引き作成や研修会等を通じた安定生産技術の普及
- 20~30ha規模の経営体を中心にオーガニック栽培(4~5ha)を推進
- 「滋賀のオーガニック米」として統一精米袋を作成するなど、生産から販売までの企画・調整やブランドコントロールを行い県域で産地化
- 首都圏での市場開拓を進め大ロットでの販売を目指す
- 将来的にはオーガニック農業(水稻)の取組で日本一を目指す

○茶

- 海外への市場開拓を進め「近江の茶」のブランド力を向上
- 安定生産技術の確立と研修会等による普及
- 生産者、茶商等の連携に基づくマーケットインによる生産拡大

(2) 琵琶湖と共生する「魚のゆりかご水田」の推進

- 魚道設置や販路の開拓等の支援により新規の取組を促進

(3) 殺虫殺菌剤を使用しない栽培(除草剤のみ使用)の推進

成果目標	現状(2017)	目標(2022)
オーガニック農業(水稻)取組面積	247ha	420ha
オーガニック農業(茶)取組面積	7ha	12ha
魚のゆりかご水田取組面積	131ha	250ha

【継続把握指標】 有機JASほ場面積 186ha(2017)

第6 計画の推進

- 1 各主体の取組と連携 (1) 農業者等 (2) 農業団体 (3) 農産物販売業者 (4) 消費者等

- 2 計画の進行管理と評価



CO₂ネットゼロ実現と気候変動への適応 ～みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画～

【概要版】

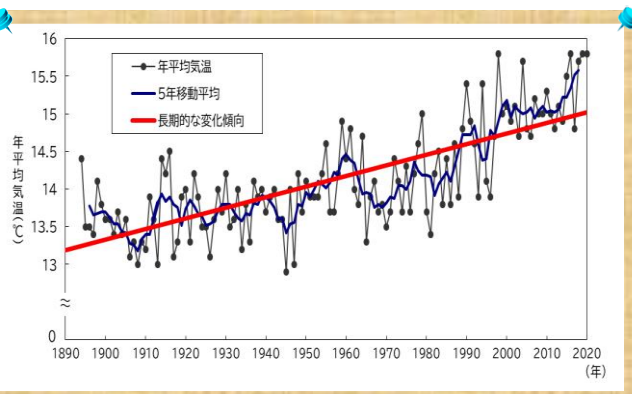
はじめに

<背景> 現計画が令和3年度で計画期間の終期。国および県における脱炭素社会に向けた動きを踏まえ、次期計画を策定する。
 <趣旨> 滋賀県農業・水産業基本計画および琵琶湖森林づくり基本計画に基づき、近年の気候変動に対応した農林水産業における生産技術対策や温室効果ガスの排出削減、吸収源対策等を推進するための施策や試験研究内容とする。
 <期間> 令和4年度(2022年)～令和8年度(2026年) [5年間]

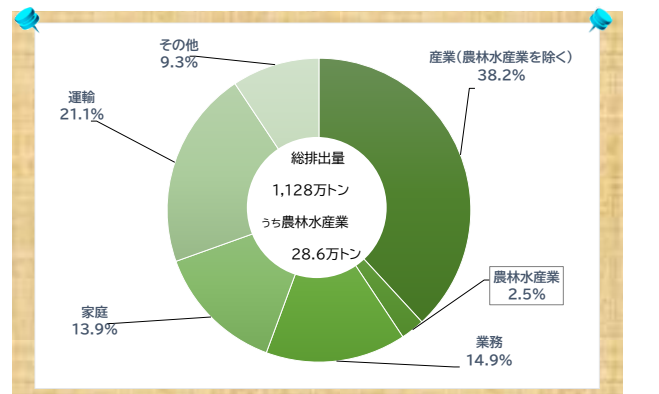
第1章 農林水産業気候変動対策実行計画の推進方針

気温上昇と温室効果ガス排出の状況

滋賀県の年平均気温(彦根)は、**100年間で約1.4℃上昇**。今世紀後半までの約100年間に、さらに約2.9℃上昇(現在の宮崎県の平均気温に相当)。



2018年度の本県の温室効果ガス総排出量は1,128万t-CO₂で、そのうち**農林水産業からは28.6万t-CO₂排出され、県全体の2.5%を占める**。



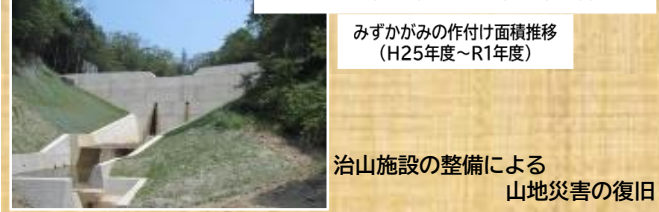
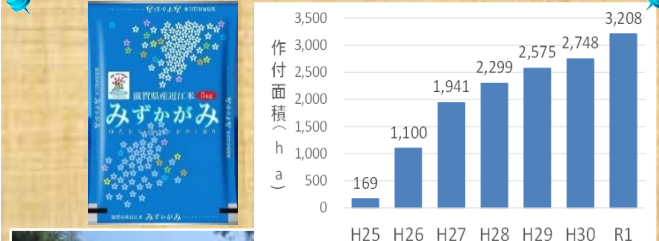
これまでの本県の取組

- 緩和策**
 - 温室効果ガス(メタン)発生量を約3割減少できる、**長期中干し(14日以上)の推進**
 - 森林整備や県産材利用による**森林吸収源対策**

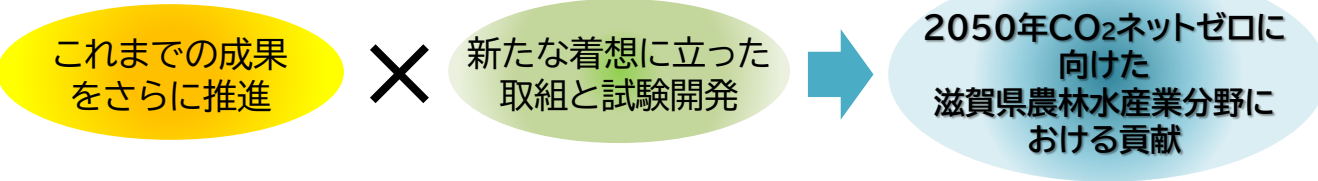


※ 中干し 過剰分けつ抑制や根への酸素供給のため、茎が十分な数に達した時点で水田の水を抜くこと。通常、7～10日程度。

- 適応策**
 - 高温下においても安定した品質を有する近江米「**みずかがみ**」の作付拡大を推進。
 - 治山施設の整備による**山地災害の復旧**等を推進



・しかしながら、2050年CO₂ネットゼロを実現可能なものにするには、これまで成果を挙げてきた取組に加えて、さらなる**新たな取組が必要**である。



第2章 温室効果ガス削減に向けた緩和策と気候変動の影響への適応策

農業分野

長期中干しの推進

- 長期中干しや秋耕による水田からの温室効果ガス(メタン)の発生抑制を推進します。
- また、温室効果ガス削減や温暖化に適応する栽培技術の試験研究開発を行います。

畜産分野

アミノ酸バランス飼料の給餌

- 家畜に給与する飼料の県産率の向上や和牛子牛の生産拡大等、これまで県外に頼っていた資源の県内生産を推進します。
- 家畜飼養に伴い排出される温室効果ガスを削減する新技術の実証・普及を推進します。

ペレット堆肥

- 耕畜連携による家畜排せつ物の堆肥としての利活用やカバークロップの作付・すき込みを推進することで、土壌中の炭素貯留(CO₂)を進めます。

林業分野

適切な森林整備の推進

- 適切な森林整備や主伐・再造林の推進、県産材利用の促進による持続的な森林吸収源(CO₂)の確保を進めます。
- 治山施設の整備等による山地災害の未然防止や復旧を図ります。

水産分野

航行速度の低減

- 漁船航行時の省エネ化に向けた指導・啓発およびICT技術を活用した漁獲の効率化に資する技術開発を行います。
- また、琵琶湖の生態系や重要魚介類の資源量への気候変動の影響把握に取り組みます。

総合的な取組

ため池等を活用した太陽光発電

- 地産地消の継続した推進と併せ、農村地域における農業水利施設等を活用した再生可能エネルギー発電施設の普及拡大等を進めます。

第3章 2050年CO₂ネットゼロに向けて検討すべき内容

2050年CO₂ネットゼロを実現可能なものにするには、これまで成果を挙げてきた取組に加えて、次の3つの視点を踏まえた検討を継続して行うこととする。

- 視点1 緩和策×適応策**
適応策をとることで同時に緩和策にも繋がる対策の検討
- 視点2 多様な地産地消(地域内循環)**
農産物の地元で生産し地元で消費する地産地消に加え、生産にかかる資源やエネルギーの地域内流通および消費に関する対策の検討
- 視点3 情報発信・制度**
生産側の対応策だけでなく、消費側の意識や行動変容を促す対策の検討

第4章 計画の進行管理等

・令和8年度(2026年度)を目標とする成果指標一覧

参考資料

- ・社会・環境を取り巻く情勢
- ・SDGsのゴール、ターゲットと成果指標との関係等

滋賀県環境こだわり農業推進条例の改正および 基本計画の改定について

1 改正・改定の趣旨

オーガニック農業の進展および地球温暖化の防止や生物多様性の保全への対応等、近年の情勢の変化を踏まえ、滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正するとともに、環境こだわり農業のさらなる推進に関する具体的な施策の方向を示す基本計画の改定を行う。

2 条例の改正について

オーガニック農業を環境こだわり農業に位置づけるとともに、琵琶湖の保全に加え地球環境の保全にも資する取組であることを明確にするため、その要件として「地球温暖化の防止と生物多様性の保全」を例示的に明示する。また、農業者の負担軽減のためこだわり農産物に係る事務手続きの簡素化を図るための必要な改正を行う。

3 基本計画の改定について

(1) 計画の位置づけ

「滋賀県環境こだわり農業推進条例」(第7条)および「有機農業の推進に関する法律」(第7条)に加えて、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(第16条)に基づく県計画の一部として位置づける。

(2) 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)まで(4年間)

(3) 基本計画(原案)

別紙原案のとおり

4 改正・改定のスケジュール(予定)

令和4年	2月	基本計画改定の方向性等の検討	(審議会)
	6月	基本計画(骨子案)について	(審議会)
	9月	条例改正・基本計画(原案)について	(審議会)
令和5年	11~12月	基本計画にかかる県民政策コメント実施	
	1月	条例改正・基本計画(案)について	(審議会)
	3月	条例改正および基本計画の策定・公表	

1 計画策定の趣旨

- 「みどりの食料システム戦略」の策定や「滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」の制定など、生物多様性の保全と地球温暖化の防止などに対応する持続可能な農業を進める必要性はさらに高まっている。
- 「琵琶湖と共生する農林水産業（琵琶湖システム）」が2022年7月に世界農業遺産に認定された。
- 環境こだわり農業の象徴として取組を開始したオーガニック農業は、米や茶の取組面積が大きく拡大し、量販店においてオーガニック米の販売が開始されるなど取組が進みつつある。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻など世界情勢の劇的な変化が、農業を取り巻く環境に多大な影響を及ぼしている。
- こうした社会情勢の変化による課題に対応するため、新たに計画を策定する。



2 計画の位置づけ

- 条例第7条の規定に基づく、環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 「有機農業の推進に関する法律」第7条に基づく「滋賀県有機農業推進計画」ならびに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環負荷低減事業活動の促進等に関する法律」第16条第1項に基づく基本計画の一部として位置づける

3 計画期間

2023年度（R5年度）から2026年度（R8年度）までの4年間
 ※上位計画等の中間目標年度に合わせ、2030年度の姿を描きながら2026年度の目標値を設定



第2 環境こだわり農業の現状と課題

1 現状（これまでの成果）

- 水稲作付面積の44%で取組が実施（2021）
- 全量環境こだわり農産物である「みずかがみ」は3,254haまで拡大（2021）
- 「コシヒカリ」については、環境こだわり農産物として仕分けして出荷される割合が57.3%まで上昇（2021）
- にんじん、かぼちゃ、こまつなを重点推進品目に定め推進を図っている
- オーガニック米の取組面積は269haまで拡大（2021）
- オーガニック茶の取組面積は12haまで拡大（2021）

2 問題点と課題

- 慣行栽培に比べ収量や品質が不安定な場合がある
- 環境こだわり農業の推進には生産性のさらなる向上が必要
- 県内の化学合成農薬の流通量は、2009年（平成21年）以降は下げ止まる
- 農業用プラスチックの環境への流出が問題
- オーガニック近江米のさらなる供給力向上が必要
- 海外需要を取り込むためオーガニック茶栽培への転換が必要
- オーガニック栽培において、水稲、茶以外の品目についての技術的知見が不足
- 売り場で環境こだわり農産物（マーク）が消費者の目につみにくい
- オーガニック農産物へのニーズが高い地域での販路開拓が必要

第3 計画の基本方針

国のみどりの食料システム戦略とも歩調を合わせ、琵琶湖の保全はもとより地球温暖化の防止や生物多様性の保全など地球環境問題に対応するとともに、環境こだわり農業の生産力の向上を図り、さらなる取組の拡大を図ります。併せて、オーガニック農業を環境こだわり農業の柱の一つに位置づけ、本格的な作付け拡大を図ることで、より安全・安心な農産物を安定的に消費者に供給し、環境こだわり農業全体のブランド力を高めます。

第4 施策の方向と成果目標

重点施策1: 地球環境問題に対応する生産性の高い環境こだわり農業の推進

(1) 生産性の向上と持続性の両立

① 生産性の向上

- 作業負担や環境負荷の軽減等を図るためスマート農業技術等を推進
- 化学合成農薬や化学肥料を大幅に削減した栽培方法で作付けされ、かつ高温条件下での収量、品質が安定する水稲新品種の作付け推進
- 肥料高騰への対応や化学肥料の削減を図るため、有機質資源の活用推進
- 農地の地力低下を改善し生産性の向上を図るため、緑肥の作付けやたい肥の施用や県が作成した地力マップを活用した土づくりを推進

② 持続性の向上

- 地球温暖化の防止を図るため長期中干し、秋耕等を推進
- 被膜殻にプラスチックを使用しない緩効性肥料の取組を推進
- 発生予察等を活用し、病害虫の発生状況に応じた防除の推進
- ネオニコチノイド系農薬をはじめとした化学合成農薬の使用量をさらに削減するため、耕種的防除等を最大限に活用した水稲栽培を推進

目標値	現状	2026年度目標値	2030年度(参考)
水稲新品種作付面積(割合※1)	—	1,000ha (3.3%)	2,000ha (6.6%)
化学肥料出荷量の削減率	—	20%削減	20%削減
化学合成農薬流通量の削減率	—	10%削減	10%削減
長期中干し実施面積(割合※1)	11,014ha (21.5%)	12,000ha (23.4%)	18,000ha (35.2%)
秋耕実施面積(割合※1)	18,100ha (35.4%)	19,100ha (37.3%)	20,100ha (39.3%)

重点施策2: 環境こだわり農業の柱としてオーガニック農業を位置づけ本格的に作付拡大

(1) オーガニック農業の生産拡大

① 基本的な考え方

- 経営試算を行い「もうかるオーガニック農業」となるよう推進
- 有機JAS認証の取得を推進
- 「有機農業産地（オーガニックビレッジ）宣言」を目指す地域を支援

② 水稲の推進

- 低コスト安定生産技術の普及
- 経営規模が20～30haの経営体において、経営発展に繋がるオーガニック栽培を推進
- 新品種「○○○」を、オーガニック栽培の有力品種の一つとして推進（再掲）

③ 茶の推進

- 海外への市場開拓を進めるとともに、「近江の茶」のブランド力向上を図る
- 産地の特色を生かしたオーガニック茶の生産拡大と販路開拓を推進

(2) オーガニック農業を支える栽培技術の開発と普及

- 野菜や麦、大豆について、既に現地で実践されているオーガニック農業技術の収集、検討
- オーガニック農業技術の確立に向けた試験研究等を実施
- 有機農業指導員（普及指導員等）を育成し現地指導体制を強化
- オーガニック栽培を志向する新規就農希望者の研修を支援

目標値	現状	2026年度目標値	2030年度(参考)
オーガニック農業実施面積(割合※2)	355ha(0.7%)	500ha(1%)	1,000ha(1.9%)
うち米取組面積(割合※1)	269ha(1.2%)	400ha(1.3%)	850ha(2.8%)
うち茶取組面積(割合※3)	12ha(4%)	15ha(5%)	20ha(6.7%)
新たにオーガニック野菜に取り組む生産者数	17	25	40

※1: 水稲作付面積に占める割合 ※2: 耕地面積に占める割合 ※3: 販売用茶園面積に占める割合

重点施策3: 環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売の強化

(1) 流通・販売面で取組強化

- 「新品種」、「みずかがみ」、「コシヒカリ」、および「オーガニック近江米」を戦略的に販売
- 野菜重点推進3品目を中心に、直売所等で有意販売に繋がるキャンペーンなどを実施
- 環境こだわり農産物が優先的に購入される地産地消を推進
- 環境こだわり農産物を使用する加工品について、使用内容が消費者にわかるPRを実施
- オーガニック近江米の県域集荷事業者への集荷促進と購入層に合わせた販売を強化
- オーガニック茶の新たな需要の創出とブランド力強化
- オーガニックの特性を生かし、健康志向の消費者ニーズに対応した商品開発を支援
- 首都圏や京阪神などオーガニック需要が高い地域での市場開拓と輸出の可能性を検討

(2) 消費者の理解促進

- 商品を通じて環境こだわり農業の取組が消費者に理解してもらえる取組を強化
- 世界農業遺産登録を機に環境こだわり農業の取組を全国へ発信強化
- 魚のゆりかご水田米のストーリー性をPRし、消費者への共感と信頼を醸成
- 「有機農業産地（オーガニックビレッジ）宣言」を目指す地域を支援（再掲）
- 国スポ、障スポなどの大規模イベントや食育を通じ環境こだわり農業の理解促進
- 学校給食へのオーガニック農産物の供給について検討

目標値	現状	2026年度目標値	2030年度(参考)
水稲新品種作付面積(再掲)	—	1,000ha(3.3%)	2,000ha(6.6%)
オーガニックビレッジ宣言数	1	5	7

第5 各主体の取組

農業者等、農業団体、販売業者、消費者等がそれぞれの関係者による連携した取組を実施

生産

流通・小売り

消費

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画原案（案）

第1 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本県では、より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、琵琶湖をはじめとする環境と調和のとれた農業生産を進めるため、2003年（平成15年）に滋賀県環境こだわり農業推進条例（以下「条例」という。）を制定し、2004年度（平成16年度）からは全国に先駆けて環境農業直接支払制度（以下「直接支払交付金」という。）を導入しました。

2007年度（平成19年度）からは本県の先進的な取組を取り入れる形で開始された農地・水・環境保全向上対策、そして2011年度（平成23年度）からは環境保全型農業直接支払交付金の国の制度を積極的に活用するなど、環境こだわり農業の推進・支援に積極的に努めてきました。

こうした施策の展開により、水稻においては県全体の作付面積の概ね半分が環境こだわり農産物として栽培されるまで広がったところです。しかしながら、環境こだわり農産物として流通・販売されていないものも多く、十分な有利販売に結び付いていないことから、取組面積はここ数年頭打ちとなっています。

一方で、国において、2021年には、農林水産業の環境負荷低減と生産基盤強化を目指す政策方針「みどりの食料システム戦略」が策定され、2050年までに化学農薬使用量50%削減や化学肥料使用量30%削減、有機農業を全耕地面積の25%まで拡大させるなどの野心的な目標が掲げられました。県では2022年に「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」が制定され、生物多様性の保全と地球温暖化の防止などに対応する持続可能な農業を進める必要性はさらに高まっています。

また、「琵琶湖と共生する農林水産業（琵琶湖システム）」が2020年7月に世界農業遺産に認定され、環境こだわり農業を含む本県農林水産業の取組が注目されています。さらに、消費者の健康志向の高まりからオーガニック食品市場は拡大傾向にあり、2019年から環境こだわり農業の象徴として取組を開始したオーガニック農業については、米や茶において取組面積が大きく拡大し、量販店においてオーガニック米の販売が開始されるなど取組が進みつつあります。

これらの状況に加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻など世界情勢の劇的な変化は、米の需給緩和や燃油・肥料の高騰など農業を取り巻く環境に多大な影響を及ぼしています。一方で、コロナ禍により消費者の地産地消への意識が高まっています。

こうした社会情勢の大きな変化による課題に対応するため、現行の滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（以下「計画」という。）を見直し新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

条例第 7 条の規定に基づく環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針や施策の方向、成果目標等を定める計画とします。

また、「有機農業の推進に関する法律」第 7 条に基づく「有機農業の推進に関する施策についての計画」ならびに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(第 7 条)に基づく「基本計画」に位置づけるものとします。

3 計画期間

計画期間は 2023 年度(令和 5 年度)から 2026 年度(令和 8 年度)までの 4 年間としますが、上位計画である農業・水産業基本計画の目標年度や、国のみどりの食料システム戦略の中間目標年度が 2030 年度(令和 12 年度)となっていますので、2030 年度の姿を描きながら 2026 年度の目標値を設定することとします。

第 2 環境こだわり農業の現状と課題

1 これまでの成果

(1) 環境こだわり農業の拡大

- ・環境こだわり農産物の栽培面積は、2017 年(平成 29 年)の 15,609ha をピークに、水稻全体の作付面積減少等に伴い減少していますが、水稻作付面積の 44%(2021 年)で取組が実施されています(図 1)。

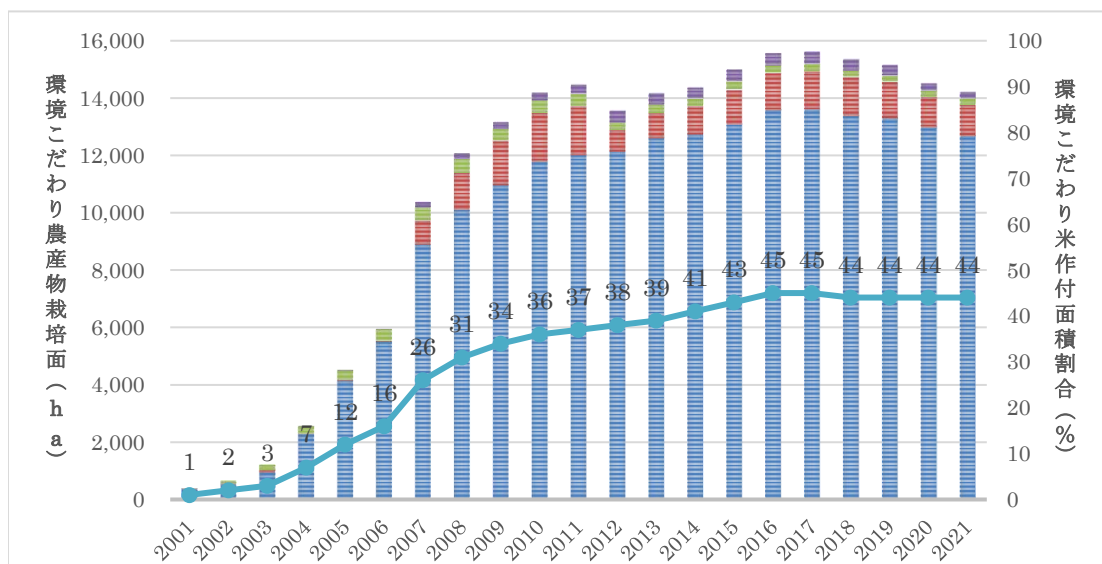


図 1 環境こだわり農産物栽培面積、環境こだわり米作付比率の推移

- ・全て環境こだわり農産物として生産される水稻「みずかがみ」の作付け面積は、3,254ha（2021年）にまで拡大しました。

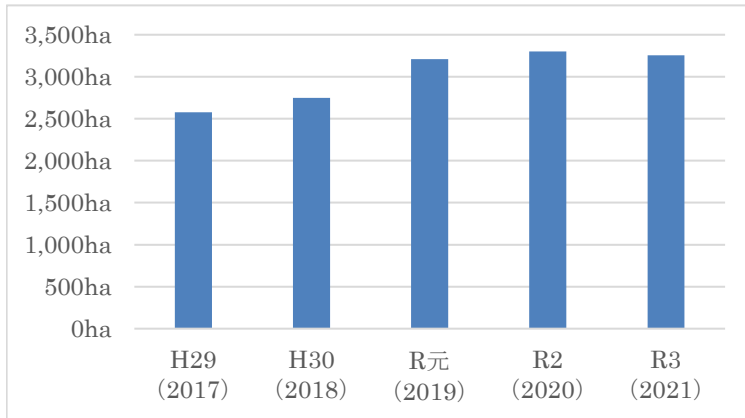


図2 環境こだわり米「みずかがみ」の作付け面積推移 (ha)

(2) 流通面での強化

- ・環境こだわり米「コシヒカリ」では、専用の米袋を作成し量販店等での取り扱いを推進する取組などにより、環境こだわり米として集荷される「コシヒカリ」うち、環境こだわり農産物として出荷される割合は57.3%まで高まりました。

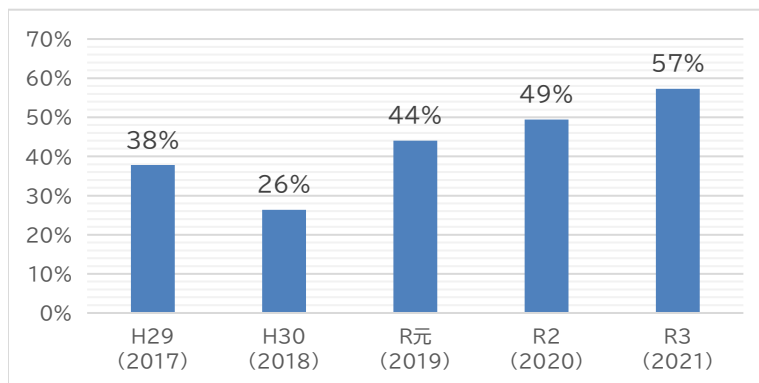


図3 環境こだわり米「コシヒカリ」の集荷量に対する出荷割合

- ・環境こだわり野菜については、2020年に「にんじん」を、2021年に「かぼちゃ」、「こまつな」を重点推進品目に定めて推進を図っています。

(3) オーガニック農業の深化

- ・オーガニック米は、乗用型水田除草機の導入支援や「オーガニック近江米の手引き」を活用した生産技術支援などの生産面と、「オーガニック近江米」の商品化や販路開拓などの販売面での施策を講じた結果、オーガニック米の取組面積は269ha(2021年)まで拡大しました。

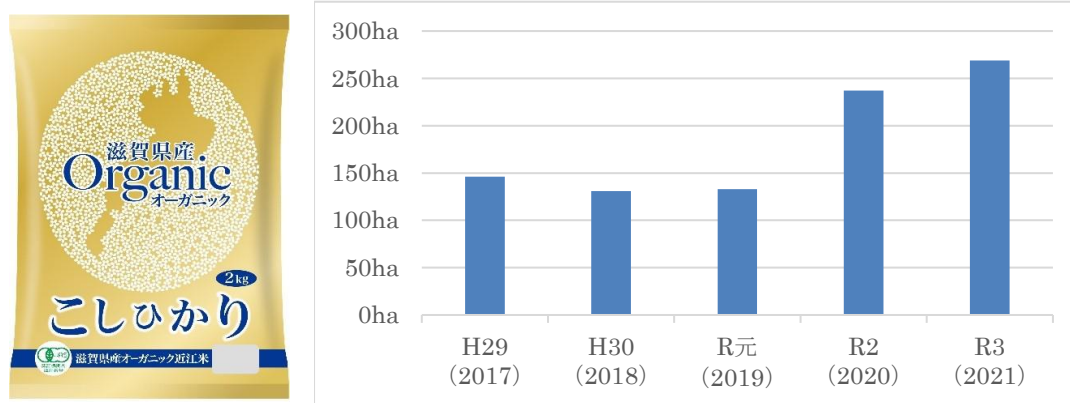


図4 オーガニック農業（水稲）の取組面積の推移

- ・オーガニック茶は、生産技術の開発や産地での一貫的な製茶体制の構築に向けた支援により、有機 JAS 認証取得の機運が高まり、取組面積は12ha(2021年)まで拡大しました。

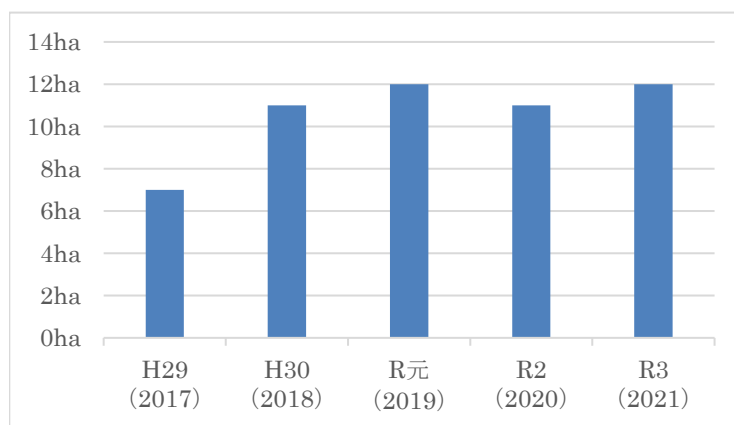


図5 オーガニック農業（茶）の取組面積の推移

2 問題点と課題

(1) 生産段階

①環境こだわり農業

- ・慣行栽培に比べ収量や品質が不安定な場合があります。また、コストや労力が増加するという課題は依然として残っており、環境直接支払交付金により掛かり増し経費については一定補填されているものの、環境こだわり農業の推進には生産性のさらなる向上が必要です。

- ・県内の化学合成農薬の流通量は、環境こだわり農業の取組を開始する前の 2000 年度（平成 12 年度）比で、2009 年度（平成 21 年度）に約 4 割の削減を達成していますが、それ以降は横ばいです。

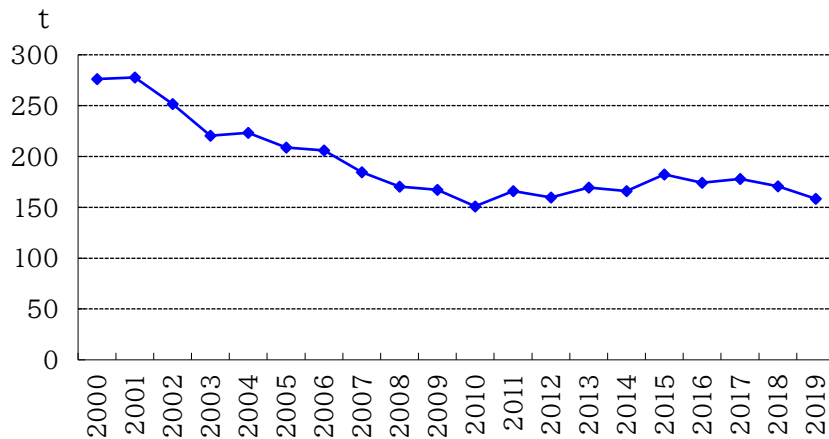


図 6 化学合成農薬使用量の推移

- ・また、肥料に使用されるプラスチック被膜殻等の農業用プラスチックについて、農地から河川や琵琶湖への流出が懸念されています。

②オーガニック農業

- ・オーガニック近江米については量販店での販売が開始されましたが、産地からの供給量が追いついておらず、さらなる作付面積の拡大や生産力の向上が求められています。
- ・茶の国内消費が減少傾向にある一方、海外での需要は増加傾向にあります。そのため、相手国が求める残留農薬基準やオーガニックニーズに対応するため、オーガニック茶栽培への転換が必要です。
- ・水稻、茶のオーガニック栽培については、栽培技術の体系化が進み安定した収量確保が可能となってきましたが、それ以外の野菜や麦・大豆といった品目については技術的な知見が不足しています。

(2) 流通段階・消費段階

①環境こだわり農業

- ・環境こだわり農産物は、有利販売されている事例もありますが、一般の農産物と同程度の価格で扱われる事例も多くあることから、有利販売に向けた取り組みが必要です。
- ・環境こだわり米コシヒカリの専用袋により、通常のコシヒカリと差別化した販売が増えてきていますが、一方で労力をかけて安全・安心な農産物として生産されているにも関わらず、環境こだわり農産物としての表示がされず、一般の農産物と区別なく取り扱われているものも多くみられます。

- ・野菜など園芸作物については、環境こだわり農産物の生産量が少なく、常時購入できる店舗が限られており、消費者が選択して購入できる環境には至っておりません。
- ・また、環境こだわり農産物の加工品については、原材料に占める環境こだわり農産物以外の原材料が5%以下である必要があることから、漬物や豆腐、味噌などといった一部の商品に限られています。
- ・こうしたことから、環境こだわり農産物と一般の農産物との差別化を図り、有利販売、流通拡大に向けた取組を強化するとともに、弁当や総菜などに環境こだわり農産物が利用されていることが消費者に分かる取組を推進することにより、環境こだわり農業の取組を消費者に理解してもらう必要があります。

②オーガニック農業

- ・オーガニック農産物については、オーガニック米市場調査の結果、首都圏においてニーズが高い傾向があることが分かりましたので、これらの地域を中心に販路開拓を進める必要があります。
- ・また、近江米ブランド強化のために示唆された10項目について、これらを活かして、オーガニック農産物の特性を生かした商品開発を行うなど、オーガニック近江米のブランドづくりを進める必要があります。

農産物は「有機栽培」のものを積極的に買いたい

	違う	やや違う	どちらともいえない	ややその通り	その通り
東京都	13.0%	15.8%	37.8%	24.0%	9.4%
京阪神(京都府・大阪府)	15.4%	18.0%	43.6%	18.6%	4.4%

食品は「オーガニック」のものを積極的に買いたい

	違う	やや違う	どちらともいえない	ややその通り	その通り
東京都	13.2%	18.2%	36.2%	23.0%	9.4%
京阪神(京都府・大阪府)	15.4%	19.2%	41.2%	18.8%	5.4%

図7 居住エリアとオーガニック志向等との関係

分析結果からの示唆 —オーガニック近江米のブランド力強化のために—

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| ① イメージの明確化 | : オーガニック近江らしさ（高級、高品質、健康、安心）の追求 |
| ② 量や価格より、質を追求 | : 価格の安さを重視する人はターゲットではない |
| ③ 体験を提供 | : 生産者との交流、産地訪問 |
| ④ 高級食品スーパーとの連携 | : 高級×スーパーマーケット |
| ⑤ お米専門店、オーガニック専門店との連携 | : 専門店による説明販売 |
| ⑥ 産直インターネット販売 | : 産直×インターネット販売 |
| ⑦ 飲食店、ホテルとの連携 | : 近江米との出会いの場を増やす |
| ⑧ 店頭での情報発信 | : 店頭用POP、味の「言える化」 |
| ⑨ クチコミの活用 | : 載りやすいスローガン、分かりやすい特徴 |
| ⑩ ギフト需要の喚起 | : オーガニック近江米×ギフト |

オーガニック近江米のブランドづくりの方向性～近江米に関する消費者調査～（2021年）

第3 計画の基本方針

国のみどりの食料システム戦略とも歩調を合わせ、琵琶湖の保全はもとより地球温暖化の防止や生物多様性の保全など地球環境問題に対応するとともに、環境こだわり農業の生産力の向上を図り、さらなる取組の拡大を図ります。

併せて、オーガニック農業を環境こだわり農業の柱の一つに位置づけ、本格的な作付け拡大を図ることで、より安全・安心な農産物を安定的に消費者に供給し、環境こだわり農業全体のブランド力を高めます。

第4 施策の方向と成果目標

重点施策1：地球環境問題に対応する生産性の高い環境こだわり農業の推進

(1) 生産性の向上と持続性の両立

①生産性の向上

- ・リモコン草刈り機やドローン等のロボットやセンシングデータ等を活用したスマート農業の導入により作業負担の軽減を図ります。また、自動直進機能付き田植え機の導入により農業排水対策をさらに進めます。
- ・高温条件下での収量、品質が安定し多収が見込める水稻新品種「○○○○（選定中）」について、化学合成農薬や化学肥料を大幅に削減する栽培方法により作付けを推進します。
- ・肥料高騰への対応や化学肥料のさらなる削減を図るため、耕畜連携により家畜排せつ物をたい肥として利用することを促進します。また、ペレット化等によりたい肥の利便性を向上させるなど、地域に潜在する有機質資源のさらなる活用を推進します。
- ・農地の地力低下を改善し生産性の向上を図るため、緑肥の作付けやたい肥の施用等による土づくりを推進するとともに、県が作成した地力マップを活用するなど、地力に応じた施肥設計により化学肥料の削減を推進します。

②持続性の向上

- ・地球温暖化の防止に向け、中干しの期間を通常より長い14日間以上実施する「長期中干し」や、水稻収穫後の秋に稲わらを鋤き込む「秋耕」の普及により、水稻栽培期間を通して排出されるメタンガスの削減を図ります。
- ・バイオマスを原料とする資材への転換等により、農業用ビニール等の農業用廃プラスチックの排出抑制を図るため、適切な処理に係る普及啓発を進めます。また、プラスチック被膜殻が発生しない緩効性肥料の活用やプラスチック被膜がほ場外へ流出しない防止対策技術について推進します。
- ・BDFについて・・・（記載の有無も含め検討中）
- ・病虫害発生予察等を活用し、病虫害の発生状況に応じた適切な防除の推進により、ネオニコチノイド系農薬をはじめとした化学合成農薬の使用量をさらに削減するため、耕種的防除等を最大限に活用した水稻栽培を推進します。

○成果目標

目標項目	現状	2026 年度 目標値	(参考) 2030 年度 目標値
水稲新品種作付面積 (水稲作付面積に占める割合)	—	1,000ha (3.3%)	2,000ha (6.6%)
化学肥料出荷量の削減率 (2016 肥料年度比)	—	20%削減	20%削減
化学合成農薬流通量の削減率 (2019 農薬年度比)	—	10%削減	10%削減
長期中干実施面積 (水稲作付面積に占める割合)	11,014ha (21.5%)	12,000ha (23.4%)	18,000ha (35.2%)
秋耕実施面積 (水稲作付面積に占める割合)	18,100ha (35.4%)	19,100ha (37.3%)	20,100ha (39.3%)

< 参考指標 >

目標項目	2030 年度目標値
農林水産分野からの 温室効果ガス排出削減	4 万 4 千 t-CO ₂

重点施策 2：環境こだわり農業の柱としてオーガニック農業を位置づけ
本格的に作付け拡大

(1) オーガニック農業の生産拡大

①基本的な考え方

- ・これまで、環境こだわり農業の象徴的な取組として推進してきたオーガニック農業を、環境こだわり農業の柱の一つとして本格的に推進を図り、環境こだわり農業全体のブランドイメージ向上につなげます。
- ・オーガニック農業の導入・推進にあたっては、経営試算を行い「もうかるオーガニック農業」となるように進めます。
- ・大手量販店での販売やオーガニックニーズの高い海外への輸出を想定した場合、有機 JAS の認証取得が有効なことから、有機 JAS 認証の取得を推進します。
- ・また、地域ぐるみで有機農業を推進することを宣言する「有機農業産地（オーガニックビレッジ）宣言」を目指す地域を支援します。

②水稲の推進

- ・オーガニック栽培技術研修会等の開催、県で作成した「オーガニック近江米の手引き」を活用した技術指導や、乗用型水田除草機の導入等を通じて、低コスト安定生産技術（目標収量 420 kg以上/10a）の普及を図ります。
- ・経営規模が 20～30ha の経営体において、その内の 4～5ha をオーガニック栽培に転換することで、115 万円程度の所得が向上する経営をモデルとして、経営発展につながるオーガニック栽培を推進します。
- ・高温条件下での収量・品質が安定し多収が見込める品種である「〇〇〇（選定中）」を、オーガニック栽培の有力品種の一つとして推進します。

③茶の推進

- ・国内におけるリーフ茶需要の減少への対応として、オーガニック茶の生産を拡大し、海外への市場開拓を進めるとともに、「近江の茶」のブランド力向上を図ります。
- ・有機栽培茶の安定生産技術（病虫害防除体系および有機質肥料施肥技術）を活かし、有機 JAS 認証に適合する茶園管理技術等について、研修会等を通じて普及します。
- ・各産地においてオーガニック茶生産農業者、茶商等によるコンソーシアムが形成されており、今後は、コンソーシアムを中心として産地の特色を生かしたオーガニック茶の生産拡大と販路開拓を推進します。

(2) オーガニック農業を支える栽培技術の開発と普及

- ・現在、オーガニック栽培技術に対する知見が不足している野菜や麦、大豆などの品目について、既にオーガニック農業を実践されている県内外の農業者や、試験研究機関等から情報収集を行います。
- ・また、これらの品目の普及にあたって必要となる栽培技術について、県の試験研究機関において検討します。
- ・オーガニック農業を効率的に進めるために、スマート農業技術等の導入を推進し作業負担の軽減等を図ります。
- ・普及指導員を中心に有機農業指導員を育成し、栽培技術の指導や有機 JAS 認証に向けた相談に対応できるように、現地指導体制を強化します。
- ・オーガニック栽培を志向する新規就農希望者に対して、有機農業を実践する先進農業者（指導農業士等）の下で研修が行えるよう、相談体制の構築と研修への支援を行います。

○成果目標

目標項目	現状	2026年度 目標値	(参考) 2030年度 目標値
オーガニック農業実施面積 (耕地面積に占める割合)	355ha (0.7%)	500ha (1%)	1,000ha (1.9%)
うち米取組面積 (水稲作付面積に占める割合)	269ha (1.2%)	400ha (1.3%)	850ha (2.8%)
うち茶取組面積 (販売用茶園面積に占める割合)	12ha (4%)	15ha (5%)	20ha (6.7%)
新たにオーガニック野菜に 取り組む生産者数※	17	25人	40人

※環境直接支払交付金の実績より

重点施策3：環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売の強化

(1) 流通・販売面での取組強化

- ・主要品種である「コシヒカリ」、「みずかがみ」をはじめ、新たに作付けを推進する「新品種」、さらに「オーガニック近江米」を戦略的に販売します（※ビジョンの検討状況を踏まえて記載）
- ・「環境こだわり米こしひかり」について、卸売事業者や大口の販売店等との安定取引に対応できるよう、農業団体の協力のもと、一般の米と区別した管理を徹底し、まとまった量での流通を促進します。また、環境こだわり米コシヒカリの専用袋について、卸事業者等に対し積極的にアプローチし取り扱い店舗数を増やすとともに、一般のコシヒカリと売り場において差別化が図られるよう販売対策を実施します。
- ・生産者および生産者団体等が生産した環境こだわり農産物について、積極的に環境こだわり農産物認証マークを表示し、出荷・販売するよう推進します。
- ・野菜等園芸作物については、環境こだわり農産物として生産・流通の拡大を進める重点推進品目に定めた3品目（にんじん、かぼちゃ、こまつな）を中心に、県内の直売所や量販店などの売り場でのキャンペーンを行うなどにより、流通拡大を図るとともに優位販売につなげます。
- ・県内の農産物直売所や量販店等において、環境こだわり農産物のポップアップなどによるコーナーの設置を促進し、環境こだわり農産物が優先的に購入される地産地消を推進します。
- ・環境こだわり農産物を使用して加工された弁当などの総菜品を中心に、環境こだわり農産物が使用されていることが分かる店頭ポップなどを行い、消費者に環境こだわり農産物を知って、選んでいただける取組を推進します。
- ・小売事業者からのオーガニック近江米の需要を満たせるよう、県域集荷事業者への集荷を促進します。また、オーガニック農産物を購入する消費者層に合わ

せた販売を強化し、オーガニック近江米の有利販売を強化します。

- ・オーガニック茶の新たな需要を創出するとともに、ブランド力の強化を図ります。
- ・近江米に関する消費者調査で判明した健康志向等の消費者ニーズに対応するため、ターゲットを絞り、オーガニックの特性を生かした商品開発について支援します。
- ・オーガニック農産物への需要が高い首都圏を中心に、展示会等に出展し認知度を上げるとともに販路の開拓を行います。

(2) 消費者の理解促進

- ・環境こだわり農業の取組が、生産物の良さにどう結びつくのかなど、消費者の利益につながるような表現で PR を行うことで、環境こだわり農業の理解促進を図ります。
- ・琵琶湖の水を利用している流域（県内・京阪神等）の消費者を中心に、環境こだわり農業が琵琶湖の水質保全をはじめ、地球環境にも配慮した取組であることについて積極的に発信し、理解促進と消費拡大につなげます。
- ・世界農業遺産に認定された琵琶湖システムにおいて、魚のゆりかご水田など環境こだわり農業は、システムを構成する重要な取組の一つとなっています。世界農業遺産が認定されたこの機会を積極的に活用し、環境こだわり農業の取組を全国に向けて発信します。
- ・魚のゆりかご水田で生産される米を「魚のゆりかご水田米」として認証を進め、そのストーリー性を PR し、消費者への共感と信頼を醸成するとともに、世界農業遺産認定を生かすなど京阪神や首都圏での新たな販路開拓にも取り組みます。
- ・本計画期間中に開催が予定されている、2026 年の「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回障害者スポーツ大会」をはじめ、2025 年の「日本国際博覧会」などの大規模イベントを通じ、琵琶湖システムとともに環境こだわり農業の取組について国内外に向けて発信します。
- ・各種メディアや SNS 等を活用した環境こだわり農産物の生産・販売情報の発信を行い、消費者に環境こだわり農産物がより認知されるよう PR に努めます。
- ・子どもたちが、環境こだわり農業が琵琶湖等の環境保全に果たす役割について学ぶ機会を設けるなど、環境こだわり農産物を用いた食育を推進します。
- ・学校給食については、環境こだわり米の利用が〇%以上となっていますが、今後、オーガニック農産物（特に米）のスポット的な提供について、学校給食にオーガニック農産物の供給を希望する市町とともに検討します。

○成果目標

目標項目	現状	2026 年度 目標値	(参考) 2030 年度 目標値
水稲新品種作付面積 (水稲作付面積に占める割合)	—	1,000ha (3.3%)	2,000ha (6.6%)
オーガニックビレッジ宣言数	1	5	7

◆ 関連施策と連携した取組の推進

○みどりの食料システム戦略（みどりの食料システム法）

- ・2021年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として「みどりの食料システム戦略」が策定されました。
- ・本戦略では、2050年度の目標実現に向け、調達、生産、加工、流通、消費の各段階での課題解決に向けた行動変容を促すとともに、現場の優れた技術の横展開・持続的な改良、革新的な技術・生産体系の開発・社会実装を推進することとしています。
- ・また、本戦略を達成に向け2022年7月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（通称：みどりの食料システム法）が施行され、国の基本方針に基づき基本計画を都道府県と市町村が協力・連携し、共同して作成することとされ、本計画を基本計画の一部に位置づけ推進していきます。

○森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム

- ・2022年7月に国連食糧農業機関（FAO）により、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定されました。
- ・世界農業遺産（Globally Important Agricultural Heritage Systems: GIAHS〈ジアス〉）は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、農業生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムを国連食糧農業機関（FAO）が認定する仕組みです。
- ・世界農業遺産の認定を活かし、「琵琶湖システム」を構成する取組の一つでもある環境こだわり農業の価値を幅広く県内外に発信できるよう努め、「琵琶湖システム」を次の世代への贈り物として、しっかりと引き継いでいきます。

○CO2 ネットゼロの取組

- ・滋賀県は全国に先駆け2021年10月に、2050年までに温室効果ガス排出量実施ゼロを目指す「しがCO2 ネットゼロムーブメント・キックオフ宣言」を行うとともに、2022年3月には「滋賀県CO2 ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」を制定、「滋賀県CO2 ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定しました。
- ・また、2022年3月には、このような脱炭素に向けた動向に対応するとともに、農林水産業の気候変動への適応に向けて「CO2 ネットゼロ実現と気候変動への適応～みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画～」が策定されました。
- ・本計画では、農林水産業における2050年CO2 ネットゼロの実現を目標に定め、中期目標として2030年度に農林水産分野からの温室効果ガスの排出量を2013年度比で25%削減することを目標としています。

- ・オーガニック農業をはじめとする環境こだわり農業の取組が、CO2 ネットゼロ達成に貢献する取組であることを県内外に広く発信します。

第5 計画の推進

1 各主体の役割と連携

この計画を着実に推進していくためには、農業者や農業団体、農産物販売業者、消費者が、それぞれの立場で以下の事項に主体的に、かつお互いに連携して取り組むことが求められます。

また、県は、この計画を実現するために、市町や国、関係団体と相互に連携・協力を図りながら取組を進めます。

(1) 農業者等

環境こだわり農業の実践と環境こだわり農産物の生産拡大を進めます。

- 化学合成農薬および化学肥料の削減や、水田からの農業濁水の流出防止など、環境こだわり農業を積極的に実践します。
- 消費者に安全・安心な農産物を提供するとともに、琵琶湖や周辺環境を守りながら農業を行うという滋賀県農業者の誇りを持って、環境こだわり農産物の生産に取り組みます。また、認証マークを表示して、出荷を行います。
- 経営の一部として、可能な範囲でオーガニック農業に取り組みます。
- 積極的に「みどりのチェックシート※」の取組を実施するとともに、栽培履歴等の生産情報を整備します。
- 国土保全、水源かん養、景観形成等の農業の有する多面的機能※が発揮されるよう、農地や農業用水等、資源の適正管理に努めます。

(2) 農業団体

農業者が環境こだわり農業にまとまって取り組めるよう、組織化や指導・支援を行います。

- 環境こだわり農産物を生産する部会や組織の育成や生産指導、産地化、販路の確保を行います。
- 環境こだわり農産物の流通を促進するため、販売店等のニーズを把握するとともに、集荷や保管等において環境こだわり農産物以外の農産物と区別した管理を徹底します。
- オーガニック米の販路開拓、作付け提案を行います。
- 農産物の安全性の確保に関する指導や生産情報の発信を行います。
- 農業者に用排水の適正管理を指導するとともに、節水や反復利用など環境に配慮した農業水利施設※の整備とその適正な維持・管理を行います。

(3) 農産物販売業者

環境こだわり農産物やオーガニック農産物を積極的に取り扱うとともに、生産と消費をつなぎます。

- ニーズに即した生産が図られるよう、消費者の声を農業者等に伝えます。
- 環境こだわり農業への理解を深めるため、農業者等の取組を消費者に伝えるよう努めます。
- 環境こだわり農産物をはじめとする県産農産物を積極的に取り扱うとともに、環境こだわり農産物やオーガニック農産物が消費者に広く認知されるよう、情報の提供や、認証マークを表示した販売に努めます。

(4) 消費者等

環境こだわり農業への理解を深め、環境こだわり農産物やオーガニック農産物の積極的な利用に努めます。

- 環境こだわり農産物やオーガニック農産物をはじめとする県産農産物を積極的に利用します。
- 環境こだわり農産物やオーガニック農産物の利用が、琵琶湖等の環境保全に貢献するということを理解します。
- 環境こだわり農産物やオーガニック農産物に関する情報を他の消費者に伝えるよう努めます。

2 計画の進行管理と評価

- 年度ごとに、進行管理と評価を行い、環境こだわり農業審議会の審議を経て、その結果を公表します。
- 情勢の変化や目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和4年度 第1回 滋賀県環境こだわり農業審議会での主要なご意見と対応案について

番号		ご意見	ご意見に対する対応案
重点 施策2	(1)	オーガニックに取り組んだ際の経営モデルの試算が必要ではないか。	ご意見を受け、水稻・茶において経営モデルの試算を実施し、その結果を基に施策を推進します。
重点 施策2	(1)	有機JAS認証への支援強化が必要。	直接販売が多い有機農産物ですが、大手量販店での取扱や輸出を視野に入れた場合、有機JAS認証は必須となることから、オーガニック農業の生産拡大の基本的な考え方として、有機JAS認証取得の推進を原案に記載します(認証取得支援、有機農業指導員による支援など)。
重点 施策3	(1)	一般消費者へのオーガニック農産物等への理解促進と高付加価値で買ってもらえる仕組みづくりの検討。高付加価値で販売できる販路の確保が必要。	滋賀県産オーガニック農産物を一般消費者に知ってもらえるよう、店頭や県内外で開催される大規模イベント等やSNSなどを駆使し、世界農業遺産も生かしながらPRを実施します。 また、R3年に実施した「近江米に関する消費者調査」の結果をもとに、消費者ニーズに対応できる商品開発や、オーガニック需要の高い首都圏を中心に販路開拓を行い、高付加価値で販売できる販路の確保に努めます。
重点 施策3	(2)	環境こだわり農業の取組を進めるにおいて、食育は非常に重要であり、可能性があるののでしっかりと進めてもらいたい。	世界農業遺産の認定も生かし、学校教育現場において、環境こだわり農業が琵琶湖等の環境保全に果たす役割について学ぶ機会を設けます。 また、学校給食へのオーガニック農産物の供給について、希望する市町と連携し、その実施に向けて検討することを原案に記載しました。

環境保全型農業直接支払交付金

中間年評価（第2期）のとりまとめについて

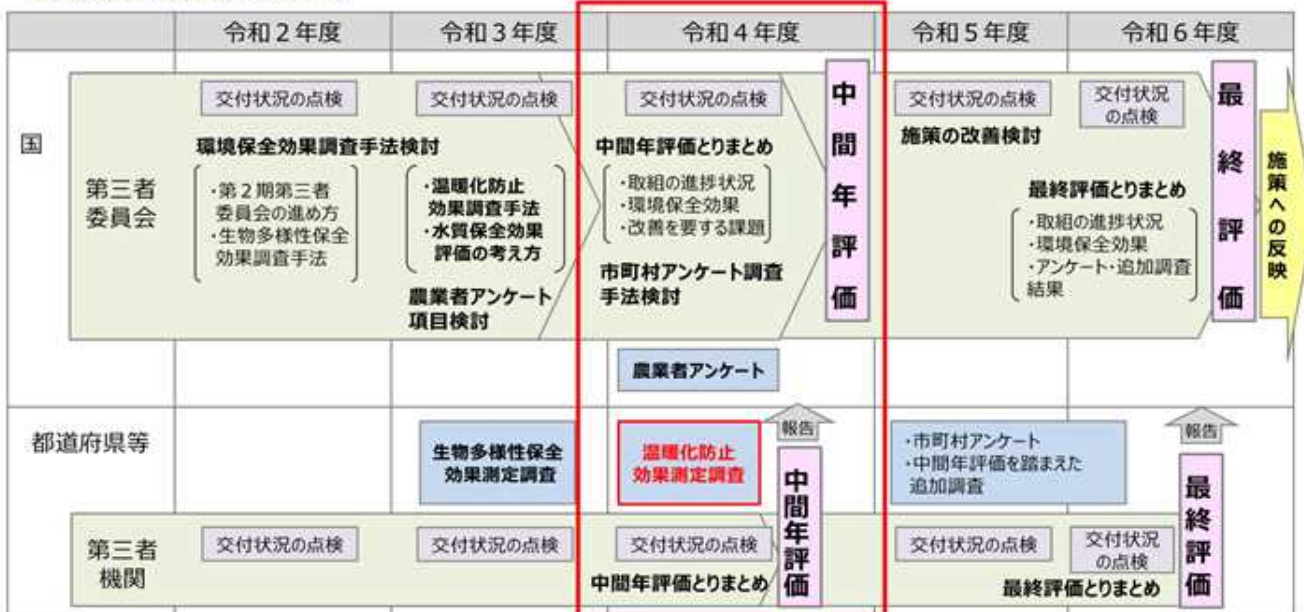
○環境保全型農業直接支払交付金

- 化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全、水質保全に効果の高い営農活動を支援する国の制度として、平成23年度から実施しており、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた措置として実施されています。
- 費用の半分を国が、残りの半分を県と市町が負担し、農業者への支援を行っています。
- 5年間を一つの期間として取組が進められており、期間中の評価（中間年・最終）の結果を踏まえ、制度が見直され、次期対策に反映されます。令和4年度は、第2期（R2～R6）の中間年となっています。

○事業の評価について

- 交付金の実施要領第16において、「事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする」ことや、県は「中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農産局長に報告する」ことが規定されています。
- 本県では、環境こだわり農業審議会を第三者機関として位置付けております。

第2期点検・評価のスケジュール



環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価報告書(案)【概要版】

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

県基本構想において、環境こだわり農業の定着やオーガニック農業の広がりを2030年の姿として目指しており、条例や基本計画等によって、具体的施策を推進している。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項目	年度(期)	(参考) H31/R1	R2	R3
		第1期	第2期	
実施市町村数		19	19	19
実施件数		488	447	435
取組面積(ha)		14,366	12,978	12,741
交付額(千円)		599,867	555,341	544,936
環直交付金の 制度見直し			麦・大豆・飼料作物・そば等 地域特認取組の対象外	

III 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

令和3年度、本県では長期中干しを含んだ地域特認取組の面積が耕地面積の25.4%を占め、23,824t-CO₂/年の温室効果ガス削減効果を確認した(第1期最終評価と同算定手法により算出)。

2 生物多様性保全効果

令和3年度に実施した生物多様性調査においては、希少な生物が確認されるなど、取組ほ場において高い生物多様性保全効果を確認した。

3 その他の効果

- 水質保全効果の地域特認取組「緩効性肥料の利用及び長期中干し」については、本県が令和元年度にほ場で実測により、水系への全窒素の流出負荷量を軽減する効果を確認した。
- 本交付金と環境こだわり農産物の生産を一体的に推進している。県の認証を受けた「みずかがみ」「コシヒカリ」「オーガニック近江米」については、全農しがの協力により、仕分け集荷がすすみ、量販店において統一のパッケージにより販売されている。

IV 事業の評価及び今後の方針

○ 事業の評価

県の耕地面積の約3割で本交付金に取り組まれている。本交付金の活用によって継続的に環境保全型農業に取り組まれており、地球温暖化防止や生物多様性保全、水質保全に効果の高い営農活動が県内で着実に定着してきている。

○ 今後の方針

「みどりの食料システム戦略」を踏まえながら、今後作成予定のみどりの食料システム法に基づく基本計画を早い段階で作成し、交付金の取組を進めることによって、滋賀ならではの、持続的で生産性の高い農業の振興を図る。

**環境保全型農業直接支払交付金
滋賀県 中間年評価報告書 (案)**

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、滋賀県基本構想において、環境こだわり農業の定着やオーガニック農業の広がりを2030年の姿として目指しており、各条例、基本計画等によって、具体的施策を推進している。関連する条例、主な基本計画などは、以下のとおりである。

策定している方針等	施策等掲げていることがら
滋賀県基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ・環境こだわり農業の定着、オーガニック農業の広がりを2030年の姿として目指している。
滋賀県農業・水産業基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応するため、農業の営みと、琵琶湖を中心とする環境の保全とを両立することを掲げている。 ・琵琶湖の水質保全、地球温暖化防止、生物多様性に資する環境こだわり農産物の生産拡大。
滋賀県環境こだわり農業推進条例 ※平成15年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> ・湖国の農業の健全な発展と琵琶湖等の環境を保全することを目指し、化学的に合成された農薬や肥料の使用を削減するなど、環境への負荷を低減し、農業の有する自然循環機能を高める取組として、環境こだわり農業を推進している。
第5期「環境こだわり農業推進基本計画」 ※「有機農業の推進に関する施策についての計画」としても位置づけがある	<ul style="list-style-type: none"> ・環境こだわり農業の象徴的な取組としてオーガニック農業（有機農業）を推進し、令和4年度に水稲で300ha、茶で12haとする目標を掲げ推進している。
持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例（しがの農業みらい条例） ※令和3年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と調和のとれた農業の普及を図るため、環境こだわり農業、農業生産活動に伴って生ずる濁水の流出の防止、廃プラスチック類の排出の抑制を推進することとしている。
「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第1期）」 ※平成27年9月に公布・施行された「琵琶湖の保全および再生に関する法律」に基づく	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖の保全および再生のための事項として、農薬や化学肥料の使用量を減らすとともに農業濁水の流出防止や地球温暖化防止、生物多様性保全等の取組を行う「環境こだわり農業」を推進することとしている。
「CO ₂ ネットゼロ実現と気候変動への適応～みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画～」 ※令和4年3月策定	<p>農業分野における緩和策として以下の対策を推進することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲の長期中干し、秋耕の推進によりメタンガスの削減を図る。 ・緩効性肥料等の活用によって施肥量の削減などにより肥料由来の一酸化二窒素の排出量を削減を図る。 ・たい肥の施用、緑肥作物の利用、オーガニック農業の推進により農地土壌への炭素貯留の推進を図る。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1実績	R2実績	R3実績	
実施市町村数		19	19	19	
実施件数		488	447	435	
交付額計（千円）		599,867	555,341	554,936	
実施面積計（ha）		14,366	12,978	12,741	
取組別実績	有機農業	実施件数	76	60	60
		実施面積（ha）	530	346	355
		交付額（千円）	31,435	38,535	41,327
	堆肥の施用	実施件数	47	56	62
		実施面積（ha）	539	697	750
		交付額（千円）	23,719	30,647	33,018
	カバークロップ	実施件数	40	36	35
		実施面積（ha）	192	181	133
		交付額（千円）	15,348	10,835	7,973
	リビングマルチ	実施件数	4	4	3
		実施面積（ha）	57	67	78
		交付額（千円）	2,840	2,137	2,500
	草生栽培	実施件数	-	0	0
		実施面積（ha）	-	0	0
		交付額（千円）	-	0	0
	不耕起播種	実施件数	-	0	0
		実施面積（ha）	-	0	0
		交付額（千円）	-	0	0
	長期中干し	実施件数	-	3	4
		実施面積（ha）	-	12	31
		交付額（千円）	-	100	252
秋耕	実施件数	-	4	3	
	実施面積（ha）	-	4	6	
	交付額（千円）	-	34	52	
炭の投入	実施件数	29	24	20	
	実施面積（ha）	234	156	116	
	交付額（千円）	11,724	7,802	5,812	

項 目		(参考) R1実績	R2実績	R3実績	
取組別実績	総合的病害虫・雑草管理 (IPM)と組み合わせた畦畔の人手除草及び長期中干し	実施件数	284	276	268
		実施面積 (ha)	5,576	5,992	5,806
		交付額 (千円)	223,052	239,662	232,246
	希少魚種等保全水田の設置	実施件数	2	2	3
		実施面積 (ha)	5	6	9
		交付額 (千円)	158	193	262
	在来草種の草生による天敵利用	実施件数	4	4	4
		実施面積 (ha)	37	38	42
		交付額 (千円)	1,489	1,520	1,684
	水田の生態系に配慮した雑草管理	実施件数	43	39	38
		実施面積 (ha)	212	243	199
		交付額 (千円)	8,486	9,707	7,956
	水田ビオトープ	実施件数	6	5	5
		実施面積 (ha)	19	16	17
		交付額 (千円)	745	655	674
	総合的病害虫・雑草管理 (IPM)の実践	実施件数	85	27	27
		実施面積 (ha)	765	34	40
		交付額 (千円)	31,707	2,472	2,715
	冬期湛水管理	実施件数	11	12	6
		実施面積 (ha)	66	48	32
		交付額 (千円)	3,558	2,746	1,685
緩効性肥料の利用及び長期中干し	実施件数	216	203	198	
	実施面積 (ha)	5,838	5,010	5,045	
	交付額 (千円)	233,506	200,396	201,797	
緩効性肥料の利用及び省耕起	実施件数	25	6	5	
	実施面積 (ha)	296	7	6	
	交付額 (千円)	12,143	569	446	
緩効性肥料の利用及び深耕	実施件数	0	0	0	
	実施面積 (ha)	0	0	0	
	交付額 (千円)	0	0	0	
殺虫殺菌剤及び化学肥料を使用しない栽培	実施件数	-	21	22	
	実施面積 (ha)	-	122	76	
	交付額 (千円)	-	7,337	4,538	

「-」は、当該年度支援対象外

2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	136	216	190
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	85	89	69
	先駆的農業者等による技術指導	35	48	43
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	94	134	127
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	-	6	9
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	78	46	42
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	53	74	67
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	24	14	11
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（	11	12	11
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	-	49	90
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	9	10	4

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10 アール当たりの施用量	10 アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
該当なし			

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

炭の投入	取組の概要	植物を炭化して製造した炭をほ場に施用することで難分解性の炭素を土壤中に貯留し、地球温暖化を防止する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稲（飼料作物を除く）、野菜、果樹、茶
	10 アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	5,000 円
総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔の人手除草及び長期中干し	取組の概要	利用可能な防除技術を検討し、農薬だけに頼らない総合的な防除とともに、畦畔の雑草管理を人手で行うことによって生物多様性を保全する取組。また、通常より長い14日間以上の中干しによってメタンの発生を抑制し、地球温暖化を防止する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稲（飼料作物を除く）
	10 アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000 円
希少魚種等保全水田の設置	取組の概要	水田と排水路をつなぐことで、魚等の希少種が排水路から遡上し、水田内で繁殖可能な状態に管理することにより、生物多様性を保全する取組。
	対象地域	県全域
	対象作物	水稲（飼料作物を除く）
	10 アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	3,000 円
在来草種の草生による天敵利用	取組の概要	果樹園の下草の草丈を高めで管理したり、ハダニ類の効率的な防除で農薬の使用回数を削減することによって、土着天敵等の生物多様性を保全する取組。
	対象地域	県全域
	対象作物	果樹
	10 アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000 円
水田の生態系に配慮した雑草管理	取組の概要	水田内で魚類、甲殻類に影響の低い除草剤を用いたり、残草を抜取で管理するとともに、刈払機等を用いた畦畔の雑草管理によって生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稲（飼料作物を除く）
	10 アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000 円
水田ビオトープ	取組の概要	水田内にビオトープ（溝）を設置し、栽培期間中湛水状態を保つことにより水性生物の生息環境を確保し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稲（飼料作物を除く）
	10 アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000 円（作溝実施） 3,000 円（作溝未実施）

総合的病害虫・雑草管理 (IPM)の 実践	取組の概要	利用可能な防除技術を検討し、農薬だけに頼らない総合的な防除手段によって主要害虫防除を行うとともに、畦畔の雑草管理を人手で行うことによって生物多様性を保全する取組。
	対象地域	県全域
	対象作物	露地野菜、施設野菜、果樹、茶
	10 アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000 円 (露地野菜) 8,000 円 (施設野菜)
冬期湛水管理	取組の概要	冬期の水田に水を張ること鳥類その他の生物の生息場所を確保し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻 (飼料作物を除く)
	10 アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000 円 (有機質肥料施用・畦補等強実施) 7,000 円 (有機質肥料施用・畦補強等未実施) 5,000 円 (有機質肥料未施用・畦補強等実施) 4,000 円 (有機質肥料未施用・畦補強等未実施)
緩効性肥料の利用及び 長期中干し	取組の概要	本田に施用する化学窒素肥料を緩効性肥料とすることで、水田からの窒素流出負荷量を削減し、琵琶湖の水質を保全するとともに、長期間の中干しを行うことで水田土壌をより酸化的にし、メタンの排出を削減し、地球温暖化防止に貢献する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻 (飼料作物を除く)
	10 アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000 円
緩効性肥料の利用及び 省耕起	取組の概要	本田に緩効性肥料を利用することで、温室効果ガスが削減するとともに、耕耘同時作畝機により耕起回数を削減することによって土壌炭素の減少を改善し、地球温暖化を防止する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	露地野菜
	10 アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000 円
緩効性肥料の利用及び 深耕	取組の概要	茶園において、樹冠下等へ緩効性肥料を利用するとともに、うね間を深耕することで温室効果ガスの発生を抑制し、地球温暖化を防止する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	茶
	10 アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000 円
殺虫殺菌剤及び化学肥料を使用しない栽培	取組の概要	殺虫殺菌剤不使用、除草剤 1 回以内の使用と刈払機等を用いた畦畔の雑草管理により生物多様性を保全する。本田の化学肥料不使用、有機質肥料の利用により、土壌微生物の多様性を高める効果のある取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻 (飼料作物を除く)
	10 アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	6,000 円

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
該当なし		

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
滋賀県	(1) 「農作物病害虫雑草防除基準」に準拠した化学合成農薬の使用 化学合成農薬を使用する場合は、県が定める「農作物病害虫雑草防除基準」に準拠して使用すること。
	(2) たい肥その他の有機質資材の適正な使用 たい肥その他の有機質資材を使用する場合は、別表アに定める施用基準により使用すること。
	(3) 環境配慮技術(琵琶湖・周辺環境への負荷削減、生態系・景観保全)の実施 別表イに定める「環境配慮技術」の「技術の名称」の欄に掲げる技術の内、必須として定める技術の他に、水稲は2技術以上、その他の作物については1技術以上を実施すること。

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種、長期中干し、秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価(令和元年8月)において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。

また、本県では、地域特認取組「総合的病害虫・雑草管理(I PM)と組み合わせた畦畔の人手除草及び長期中干し」、「緩効性肥料の利用及び長期中干し」としても「長期中干し」に取組まれている。令和3年度においては、これらを合わせた長期中干しの実施面積は、10,883haであった。これは本県の耕地面積の25.4%を占めるとともに、23,824t-CO₂/年の温室効果ガス削減効果が確認されている(第1期最終評価と同算定手法により算出)。

なお、新しい科学的知見等を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和4年度に農業者の営農実態を調査して国に報告しており、全国の調査結果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業および地域特認取組の冬期湛水管理、総合的病害虫・雑草管理(I PM)の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価(令和元年8月)において「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。

令和3年度において、これらの取組面積は6,233haであった。これは、本県の耕地面積の16.7%を占めており、生物多様性の保全に貢献している。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、全国で調査が実施され、本県でも令和3年度にI PMの取組ほ場における生物多様性保全効果の現地調査を実施し

た。本県の I P M の取組についての調査結果のみでは、面的なまとまりによる評価はできないものの、取組ほ場における指標生物スコアは S（最も高い評価）または A、慣行栽培ほ場においては A または B となり、 I P M の取組ほ場において高い生物多様性保全効果が認められた。

参考調査となった有機農業のほ場においては、取組ほ場、慣行栽培ほ場とも指標生物スコアは S であり、いずれも高い生物多様性保全効果となった。

なお、全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

○指標生物スコアに基づく生物多様性総合評価

作物名：水稲

実施区取組名：5割低減の取組 + I P M の取組ほ場

慣行区：慣行栽培

調査ほ場数：5ほ場/区

表 指標生物スコアに基づく生物多様性総合評価

区	面的まとまり	指標生物スコア	確認された希少な生物
実施区	有	S	クジャクモ(絶滅危惧種の植物)
	有	A	-
	有	S	-
	有	S	-
	無	A	-
慣行区	有	A	-
	有	A	-
	有	A	-
	有	A	-
	無	B	-

作物名：水稲

実証区取組名：有機農業（参考調査）

慣行区：慣行栽培

調査ほ場数：1ほ場/区

区	面的まとまり	指標生物スコア	確認された希少な生物
実施区	無	S	ナゴヤダルマガエル(絶滅危惧種のカエル類)
慣行区	無	S	ナゴヤダルマガエル(絶滅危惧種のカエル類)

※ 調査結果において、スコアは高いほど生物多様性保全効果が高く、また評価（S～C）はSが最も効果が高いことを示す。

3 その他の効果

- 水質保全効果の地域特認取組である「緩効性肥料の利用及び長期中干し」については、本県が令和元年度にほ場で実測し、化学肥料を5割低減して、かつ緩効性肥料を利用しているほ場において、化学肥料を5割低減したほ場と比べて窒素の流出負荷量が軽減されるという調査結果を得ており、水系への全窒素の流出負荷量を軽減する効果を確認している。一方、交付金の取組では、樹脂製の被膜殻を用いた被覆肥料を利用される例もあり、これについて代替技術への転換を図っていくことが課題となっている。
- 本県では、滋賀県環境こだわり農業推進条例に基づき、「環境こだわり農産物」として独自の認証制度を運営し、環境保全型農業を推進している。本交付金との一体的な推進によって水稲における環境保全型農業(環境こだわり農業)の取組面積は44%に拡大し、環境こだわり米の安定供給体制の確立に繋がっている。
- 滋賀県が育成した水稲品種「みずかがみ」は、全量を環境こだわり農産物として生産しており、統一パッケージにより京阪神を中心に販売を進めている。令和元年度からは、認証を受けた「コシヒカリ」について、全農しがの協力を得て、系統出荷者の仕分け集荷をすすめる、「環境こだわり米こしひかり」として、統一のパッケージにより差別化販売に取り組んでいる。本交付金により取扱量が増え、県下統一での販売が可能となった。
- 「希少魚種等保全水田の設置」に取り組む「魚のゆりかご水田」は、平成13年度から取組を開始しており、琵琶湖の湖辺地域をで取り組まれている。その活動組織や支援団体で構成する「琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会」では、地域の活動組織単位で生きもの観察会を開催し、地域の子どもたち、田んぼのオーナー、大学生など様々な消費者に生きものとふれあう機会が提供されている。また、生産される米を「魚のゆりかご水田米」として、ブランド化による販売を進めている。令和3年には、統一パッケージを作成し、大型量販店への出荷も開始された。
- 第5期「環境こだわり農業推進基本計画」(平成31年度～令和4年度)において、環境こだわり農業の象徴的な取組としてオーガニック農業(有機農業)を水稲、茶で推進しており、本交付金を活用して拡大に取り組んでいる。令和元年度には「オーガニック近江米」の統一パッケージを作成しPR活動に取り組んできた。令和2年度からは、JAグループ滋賀との連携により、有機JAS認証を取得した米を「オーガニック近江米」として集荷、統一パッケージによる量販店への出荷を開始している。
- ほ場に炭を投入することにより、土壌の有用微生物の増殖効果等をもたらし、そこで生産された米が良食味に繋がるとしてブランド化され、量販店と契約販売を行う取組団体もある。
- 本県の環境こだわり農業をはじめとする琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業「森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」は、その価値が認められ、令和4年7月国連食糧農業機関(FAO)により、世界農業遺産に認定された。
- 「琵琶湖の保全および再生に関する法律(平成27年施行)(以下、「琵琶湖保全再生法」)においても、琵琶湖は、豊かな生態系を有し、貴重な自然環境および水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代に継承すべき「国民的資産」として位置づけられた。琵琶湖保全再生法でも定められた「環境に配慮した農業の普及」は、環境こだわり農業の取組であることから、本交付金の取組については、本県、そして近畿圏はもちろんのこと、全国にもその恩恵が及ぶものである。

IV 事業の評価及び今後の方針

事業の評価

- 本県では、県の耕地面積の約3割で本交付金に取り組まれている。本交付金の活用によって継続的に環境保全型農業に取り組まれており、地球温暖化防止や生物多様性保全、水質保全に効果の高い営農活動が県内で着実に定着している。
- 「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」においては、環境こだわり農業の象徴的な取組として、オーガニック農業（有機農業）を推進しており、令和3年度のオーガニック農業の取組面積は水稲で269ha、茶で12haとなっている。今後は、目標（R4年度 水稲300ha、茶12ha）の達成に向け安定栽培技術の指導・支援と、そのための指導者の育成を進めていく。
- 本交付金の取組によって「環境こだわり米」の安定生産を実現することができ、有利販売や流通拡大に取り組むことができた。
- 交付金の取組は、琵琶湖を始めとする環境の保全、世界農業遺産に認定された重要な農業システムの未来への継承、そしてSDGs達成に貢献している。

今後の方針

- 本県が掲げている環境こだわり米の作付け割合を現状の44%から50%以上に拡大する目標に向け、交付金を活用し取組を推進する。
- 滋賀県環境こだわり農業推進条例に基づく基本計画を改訂し、オーガニック農業（有機農業）を環境こだわり農業の柱としてを位置づけ、本格的に作付け拡大を図るとともに、環境こだわり農業全体のブランド力を高めることによって、流通・販売の強化を図る。
- 「みどりの食料システム戦略」を踏まえながら、交付金の取組を進めることによって、滋賀ならではの、持続的で生産性の高い農業の振興を図る。

環境こだわり農産物認証制度における対象農作物の品目の追加について

1 追加する対象農作物

(1) 農作物名

- ① 温州みかん
- ② レモン

(2) 追加する理由

- ・ 東近江地域の観光果樹生産者グループでは、販売戦略として環境こだわりに取り組んでいる。市町においても観光果樹園の生産・規模拡大や環境こだわり農産物の推進を農業基本計画等に位置付けて推進している。
- ・ 現在の10月以降の端境期の集客対策として、新規品目として温州みかんとレモンの栽培を開始し、令和3年度に初収穫を迎えている。また、東近江地域では、令和4年度末にも普及の支援を得て植栽予定の農業者があるなど、地域でも生産面積の拡大に意欲的である。
- ・ 消費者からの環境こだわり農産物への強い要望があることから、本格的な作付けが始まることを契機に、認証を得て付加価値を高め、他産地との差別化を図りたい意向がある。
- ・ 農業技術振興センターにおいて、令和4～6年度に気候変動に対応した品目として、かんきつ類の生産安定技術の確立に取り組んでいるところであり、今後の面積の拡大が期待される。

2 対象農作物の追加案

(1) 温州みかん

区分	果樹	
農作物名	温州みかん	
作型名	—	
慣行基準	化学合成農薬（延べ使用成分数）	1 6
	化学肥料（窒素分量 kg/10a）	2 0
5割以下基準	化学合成農薬（延べ使用成分数）	8
	化学肥料（窒素分量 kg/10a）	1 0
主な県内産地	竜王町、高島市	
栽培期間の目安	収穫 11～1月	

(2) レモン

区分	果樹	
農作物名	レモン	
作型名	—	
慣行基準	化学合成農薬（延べ使用成分数）	16
	化学肥料（窒素成分量 kg/10a）	20
5割以下基準	化学合成農薬（延べ使用成分数）	8
	化学肥料（窒素成分量 kg/10a）	10
主な県内産地	竜王町	
栽培期間の目安	収穫 11～12月	

3 対象農作物の追加に係る慣行基準の根拠

(1) 温州みかん

① 農薬（成分数）

施用時期	種類	対象病虫害	使用成分数	うち 化学合成農薬
4～9月	除草剤	雑草	3	3
3月	殺虫剤	シャクトリムシ	1	1
3～6月	殺虫剤	カイガラムシ	3	0
5～8月	殺菌剤	黒点病	4	4
5～6月(開花期)	殺菌剤	灰色かび病	1	1
5～9月	殺虫剤	アザミウマ	5	5
8月	殺虫剤	カイガラムシ	1	1
9月	殺虫剤	ハダニ	1	1
化学合成農薬成分数			19	16

② 肥料等

施用時期	肥料名	施用量 (kg/10a)	窒素成分量 (kg/10a)	うち 化学肥料分 (kg/10a)
3月	化成肥料	100	8	8
10月	化成肥料	75	12	12
化学窒素肥料施用量				20

○ 他県の慣行的使用量

県名	区分	農薬 (成分)	化学肥料 (N kg/10a)
和歌山県	露地	18	20
	施設	23	21
広島県	露地	20	25.0

(1) レモン

① 農薬（成分数）

施用時期	種類	対象病虫害	使用成分数	うち 化学合成農薬
4～9月	除草剤	雑草	3	3
3月	殺虫剤	シャクトリムシ	1	1
3～6月	殺虫剤	カイガラムシ	3	0
5～8月	殺菌剤	黒点病	4	4
5～6月(開花期)	殺菌剤	灰色かび病	1	1
5～9月	殺虫剤	アザミウマ	5	5
8月	殺虫剤	カイガラムシ	1	1
9月	殺虫剤	ハダニ	1	1
化学合成農薬成分数			19	16

② 肥料等

施用時期	肥料名	施用量 (kg/10a)	窒素成分量 (kg/10a)	うち 化学肥料分 (kg/10a)
3月	化成肥料	100	8	8
10月	化成肥料	75	12	12
化学窒素肥料施用量				20

○ 他県の慣行的使用量

県名	区分	農薬 (成分)	化学肥料 (N kg/10a)
和歌山県	—	16	30
広島県	露地	16	43.0
	施設	25	60.0